

『不動産登記実務総覧【第4版】』173頁において記載に誤りがありました。お詫びのうえ下記のとおり訂正申し上げます。

【1154】	戸籍の記載に変更があった場合
--------	----------------

問 法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり、法定相続情報に変更が生じた場合の取扱いはどのようなものか。

結論 法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があり、当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じた場合、当該申出人は、再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることができる。この場合において、当該申出以降、当初の法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をすることはできない。

説明

(1) ここでいう「法定相続情報の変更」とは、いずれも戸籍の記載が当初の申出の時から変わったことによって、戸籍の記載により判明し、かつ、法定相続情報一覧図に記載されるべき相続人の範囲が被相続人の死亡時に遡って変わる場合をいう。具体的には、被相続人の死亡後に子の認知があった場合、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に推定相続人の廃除があった場合などが該当する。

したがって、法定相続情報一覧図が保管された後に、例えば相続人の一人が死亡したり、相続人の氏が変わったりした場合については、法定相続情報に変更が生じたものとは取り扱われない。

(2) 設問のような再度の法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出における添付書面は、当初の申出同様、規則247条3項各号に掲げる書面である（設問1151参照）。